

議案第 38 号

伊賀市営住宅管理条例の一部改正について

伊賀市営住宅管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成 16 年伊賀市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条を第 47 条とし、第 35 条から第 38 条までを 8 条ずつ繰り下げる。

第 34 条を第 35 条とし、同条の次に次の 7 条を加える。

（社会福祉法人等による市営住宅の使用）

第 36 条 市長は、法第 45 条第 1 項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で市営住宅の使用を許可するものとする。

2 市長は、前項の規定による市営住宅の使用の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

（社会福祉法人等の使用の申請等）

第 37 条 社会福祉法人等は、使用許可を受けようとするときは、市長の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、使用許可の可否を決定し、使用許可を決定するときは、当該申請をした社会福祉法人等に対して、許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定による通知を受けたときは、市長が指定する日までに

当該市営住宅の使用を開始しなければならない。

(社会福祉法人等の使用料)

第 38 条 使用許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 前項の社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項に規定する市長が定める額を超えてはならない。

(使用状況の報告の請求)

第 39 条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(社会福祉法人等の申請内容の変更)

第 40 条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第 37 条第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(社会福祉法人等の使用許可の取消し)

第 41 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた社会福祉法人等が当該使用許可の条件に違反したとき。

(2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(社会福祉法人等の使用への準用)

第 42 条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第 16 条から第 26 条まで、第 34 条及び第 35 条の規定を準用する。

第 33 条を第 34 条とし、第 32 条の次に次の 1 条を加える。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の特例)

第 33 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料の額が従前の市営住宅の最終の使用料の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 29 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の使用料を減額するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。